

沖縄県介護保険広域連合訓令 5 号

沖縄県介護保険広域連合離島支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 3 1 日

沖縄県介護保険広域連合長 當山 宏

沖縄県介護保険広域連合離島支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）が実施する離島支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、沖縄県介護保険広域連合補助金等の交付に関する規則（平成16年規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、広域連合の離島地域に居住する被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、介護サービス事業者が渡航して提供した介護サービス並びに被保険者が離島地域外へ渡航して利用した通所系サービス及び短期入所系サービスにかかる渡航経費を補助することにより、介護サービス事業者の参入が困難な離島地域においても、被保険者が介護保険サービスを受給できる機会を拡大し、円滑な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島地域 別表第1に掲げるものをいう。
- (2) 離島市町村 別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 介護サービス事業者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者並びに法第45条第8項又は法第57条第8項に規定する住宅改修を行う者等
- (4) 介護サービス 法第8条第1項に規定する居宅サービス（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護を除く。）、同条第23項に規定する居宅介護支援、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、同条第16項に規定する介護予防支援、法第45条第1項に規定する住宅改修及び沖縄県介護保険広域連合地域支援事業の実施等に関する規則（平成27年規則第10号。以下「実施規則」という。）第4条第1項第1号に規定する第1号事業（第1号通所事業及び第1号生活支援事業を除く）
- (5) 通所系サービス 法第8条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所

リハビリテーション、同条第 17 項に規定する地域密着型通所介護、同条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護、法第 8 条の 2 第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護及び実施規則第 4 条第 1 項第 1 項イに規定する第 1 号通所事業

(6) 短期入所系サービス 法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護、同条第 10 項に規定する短期入所療養介護、法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護及び同条第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護

(対象地域)

第 4 条 補助事業の対象となる地域は、別表第 1 に掲げる離島地域とする。

(対象経費)

第 5 条 補助事業の対象となる介護サービス、通所系サービス及び短期入所系サービス並びに渡航経費は、別表第 2 に掲げるもののうち、離島市町村長が必要とする経費で広域連合長が認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助の対象としない。

- (1) 利用者から交通費の支払いを受ける場合（補助対象サービス以外の事由で交通費の支払いを受ける場合を含む。）
- (2) 介護サービス事業者が中山間地域等通常の事業実施地域を越える場合の加算を算定する場合

(補助金の交付対象者)

第 6 条 補助金の交付を受けることができる者は、離島地域に介護サービスを提供した介護サービス事業者並びに離島地域外へ渡航して通所系サービス及び短期入所系サービスを利用した被保険者とする。

2 前項の規定にかかわらず、介護サービス事業者及び被保険者が次の各号に該当するときは、この訓令に定める他の規定に関わらず、補助金の交付をしないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴対法第 2 条第 2 項に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

(交付申請)

第 7 条 介護サービス事業者は、補助金の交付を受けようとする場合、補助金の交付を受けようとする年度の 4 月末日までに、補助金交付申請書（様式第 1 号）を沖縄県介護保険広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。ただし、年度途中

から補助事業を開始した場合はこの限りではない。

(交付決定)

第8条 広域連合長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、予算の範囲内において交付決定をするものとする。

2 広域連合長は、前項の規定により交付決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに介護サービス事業者に通知するものとする。

(内容変更)

第9条 前条第2項の規定により、交付決定の通知を受けた介護サービス事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容変更をするときは、補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出するものとする。

2 広域連合長は、前項の補助金変更承認申請書を受理したときは、前条に準じ、交付決定を変更し、補助金変更決定通知書（様式第4号）により、介護サービス事業者に通知するものとする。

(事業の中止等)

第10条 介護サービス事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出し、広域連合長の承認を得なければならない。

2 広域連合長が、前項の補助金事業中止（廃止）承認申請書を受理したときは、補助金中止（廃止）決定通知書（様式第6号）により、介護サービス事業者に通知するものとする。

(概算払)

第11条 広域連合長は、交付決定した額（前2条に規定する変更交付決定による額を含む。）のうち実際に渡航した金額について、介護サービス事業者から補助金概算払請求書（様式第7号）により概算払いを行うことができる。

(遂行状況報告)

第12条 介護サービス事業者は、規則第12条の規定に基づき広域連合長が報告を求めたときは、遂行状況報告書（様式第8号）を広域連合長に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 介護サービス事業者は、補助事業が完了したときは、広域連合長が別に定める期日までに、規則第14条の規定に基づき補助金実績報告書（様式9号）を広域連合長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 広域連合長は、前条の報告を受けたときは、補助金実績報告書の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第 10 号）により事業者に通知するものとする。

(精算払)

第 15 条 介護サービス事業者は、前条に規定する補助金の確定額から前 4 条の概算払いの額を控除した残額について、補助金精算払請求書（様式第 11 号）を広域連合長に提出しなければならない。

(被保険者の交付申請等)

第 16 条 補助金の交付を受けようとする被保険者は、補助金交付申請書及び請求書（様式第 12 号）を広域連合長に提出するものとする。

2 広域連合長は、前項の補助金交付申請書及び請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められる場合に、予算の範囲内において交付をするものとする。

3 第 7 条から前条の規定は、被保険者の交付申請等には適用しない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第 17 条 広域連合長は、介護サービス事業者及び被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この訓令又は広域連合長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(4) 虚偽の申請があった場合

(5) 第 6 条第 2 項各号のいずれかに該当した場合

(6) 精算額が概算額に比べ減少した場合

(7) 広域連合長の承認を受けないで事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止した場合

(遅延利息)

第 18 条 介護サービス事業者及び被保険者は、前 2 条から前条に規定する処分により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納額について年利 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を納付しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項においてやむを得ない事情があると認めた場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(関係書類の整備)

第 19 条 介護サービス事業者は、補助金の交付を受けた事業の収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類について当該事業を完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、広域連合長が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第 20 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(離島等支援事業実施要綱の廃止)

- 2 沖縄県介護保険広域連合離島等支援事業実施要綱（平成 18 年訓令第 1 号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の旧訓令によりなされた手続きその他の行為は、なお従前の例による。

別表第 1 （第 3 条、第 4 条関係）

圏域	離島地域	離島市町村
北部	伊平屋島	伊平屋村
	野甫島	
	伊是名島	伊是名村
	伊江島	伊江村
	水納島	本部町
南部	久高島	南城市
	粟国島	粟国村
	渡名喜島	渡名喜村
	座間味島 阿嘉島 慶留間島	座間味村
	渡嘉敷島 前島	渡嘉敷村
	久米島 奥武島 オーハ島	久米島町
	北大東島	北大東村
	南大東島	南大東村

別表第 2（第 3 条、第 5 条関係）

対象者	対象サービス	基準額
介護サービス事業者	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 居宅介護支援 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防支援 第 1 号訪問事業 第 1 号介護予防支援事業	介護サービス提供に伴う介護保険事業所職員の渡航（サービス担当者会議の開催に伴う介護支援専門員及び担当者の渡航経費を含む。各種研修による受講者の渡航経費は含まない。）に要する経費（船賃、航空賃、車賃等、日当、宿泊料、自動車搬送料、環境協力税） ※サービス担当者会議の開催に伴う介護支援専門員及び担当者の渡航経費補助については、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、利用者の居宅その他広域連合長が定める場所で開催された場合にのみ適用する。
	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修	介護サービス提供に伴う用具運搬及び適合確認のための介護保険事業所職員の渡航に要する経費（船賃、航空賃、車賃等、日当、宿泊料、自動車搬送料、環境協力税）
被保険者	通所系サービス 短期入所系サービス	介護サービス利用に伴う被保険者の渡航に要する経費（航空賃、船賃）

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

沖縄県介護保険広域連合長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

補助金交付申請書

年度において、離島支援事業費補助金を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 対象サービス名
離島地域名

2 申請額 金 円

3 添付書類

- （1）補助金所要額調書
- （2）事業計画書
- （3）業務従事者名簿

様式第2号（第8条関係）

沖縄県介護保険広域連合指令第 号
年 月 日

様

沖縄県介護保険広域連合長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度離島支援事業費補助金については、沖縄県
介護保険広域連合離島支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決
定したので通知します。

記

- 1 対象サービス名
離島地域名
- 2 事業に要する補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 金 円
- 3 補助の条件

様式第3号 (第9条関係)

年 月 日

沖縄県介護保険広域連合長 様

住所

商号又は名称

印

代表者名

補助金変更承認申請書

年 月 日付け 号で交付決定の通知があった補助事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、承認を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象サービス名

離島地域名

- ## 2 補助金既交付決定額

金

四

- 3 今回補助金増額（減額）交付申請額

金

四

- #### 4 変更理由及び変更内容

- ## 5 添付書類

- (1) 補助金所要額調書

- (2) 事業計画書

- (3) 業務従事者名簿 (変更があった時のみ)

様式第4号（第9条関係）

沖縄県介護保険広域連合指令第 号
年 月 日

様

沖縄県介護保険広域連合長 印

補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金変更承認申請書について、沖縄県介護保険広域連合離島支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 対象サービス名
離島地域名
- 2 事業に要する補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 金 円
- 3 補助の条件

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

沖縄県介護保険広域連合長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知を受けた補助事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、承認願います。

記

- 1 対象サービス名
離島地域名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

様式第 6 号（第 10 条関係）

沖広業指 号
年 月 日

様

沖縄県介護保険広域連合長 印

補助金事業中止（廃止）決定通知書

年 月 日付け 号で申請のあった補助金中止（廃止）承認申請書について、沖縄県介護保険広域連合離島支援事業費補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 対象サービス名
離島地域名

様式第 7 号（第 11 条関係）

年 月 日

沖縄県介護保険広域連合長 様

住 所
商号又は名称 印
代 表 者 名

補助金概算払請求書

年 月 日付け 号で交付決定のあった離島支援事業費補助金について、下記のとおり概算払いを請求します。

記

1	概算払請求額	金	円
	内訳		
	交付決定額	金	円
	受領済金額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

2 業務報告書 別紙のとおり

3 振込先 補助金の支払いについては、以下の口座へ振り込んでください。

金融機関（本支店）名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

別紙

業務報告書

1 渡航月
年 月分～ 年 月分

2 対象サービス名
離島地域名

3 渡航経費内訳

月日	船賃	航空賃	車賃等	日 当	宿泊料	自動車 搬送料	環境 協力税	計	備考
合								計	

4 介護サービス提供内容

月 日	被保険者番号	氏 名	内 容

5 添付書類 渡航に要した経費の領収書の写し

様式第 8 号（第 12 条関係）

年 月 日

沖縄県介護保険広域連合長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名
印

遂行状況報告書

年 月 日付け 号で報告を求められたことについて、 年 月 日現在の遂行
状況を下記のとおり報告します。

記

(円)

離島地域名	交付決定額 A	出来高 B	進捗率 $B/A \times 100$	残高	備考

様式第 9 号（第 13 条関係）

年 月 日

沖縄県介護保険広域連合長 様

住 所
商号又は名称 印
代 表 者 名

補助金実績報告書

年 月 日付け 号をもって補助金交付決定の通知があった補助事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 補助金既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | | |
| | (1) 補助金所要額調書 | | |
| | (2) 補助金精算書 | | |
| | (3) 業務報告書 | | |

様式第 10 号（第 14 条関係）

沖縄県介護保険広域連合達第 号

年 月 日

様

沖縄県介護保険広域連合長 印

補助金交付確定通知書

年 月 日付け沖縄県介護保険広域連合指令第 号で決定した離島支援事業費補助金について、実績報告書を審査した結果適正と認め、沖縄県介護保険広域連合離島支援事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり額を確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 円

様式第 11 号（第 15 条関係）

年 月 日

沖縄県介護保険広域連合長 様

住 所
商号又は名称 印
代 表 者 名

補助金精算払請求書

年 月 日付け沖縄県介護保険広域連合達第 号をもって補助金確定通知を受けた離島支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 精算払請求額	金	円
内訳	交付確定額	金 円
	受領済金額	金 円
	今回請求額	金 円
	残額	金 円

2 振込先 補助金の支払いについては、下記の口座へ振り込んでください。

金融機関（本支店）名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ	
口 座 名 義 人	

様式第 12 号（第 16 条関係）

年 月 日

沖縄県介護保険広域連合長 様

住 所
氏 名 印

補助金交付申請書及び請求書

沖縄県介護保険広域連合離島支援事業費補助金交付要綱第 16 条の規定により、離島支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

対象サービス名
離島地域名

請求額 円

1 請求内訳

月日	船賃	航空賃	計	備考
合 計				

- 2 添付書類 渡航に要した経費の領収書の写し
- 3 振込先 補助金の支払いについては、以下の口座へ振り込んでください。

金融機関（本支店）名	
預 金 種 別	
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	

